

# 機 構 及 び 事 務 分 掌

令和7年5月  
水 道 局

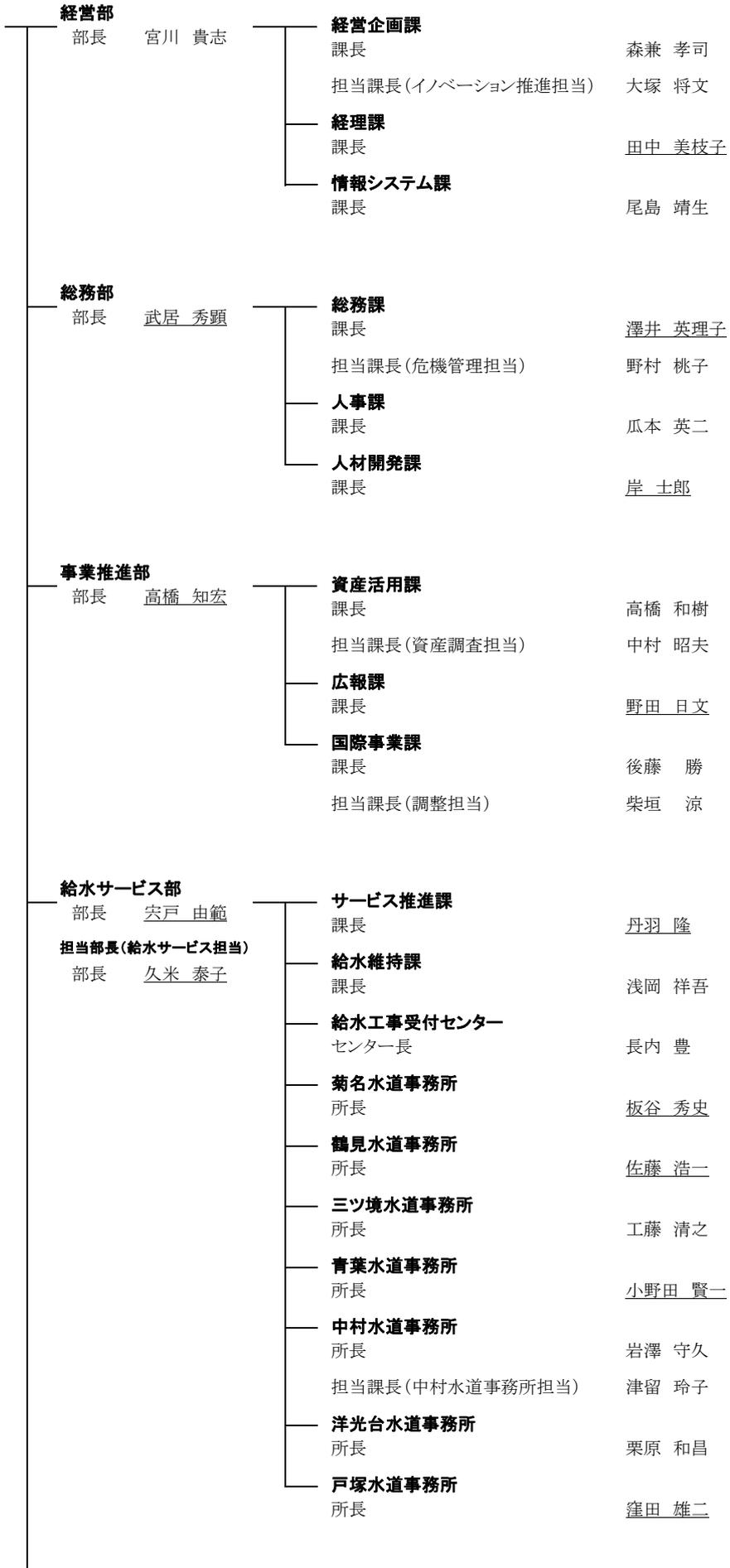
## 目 次

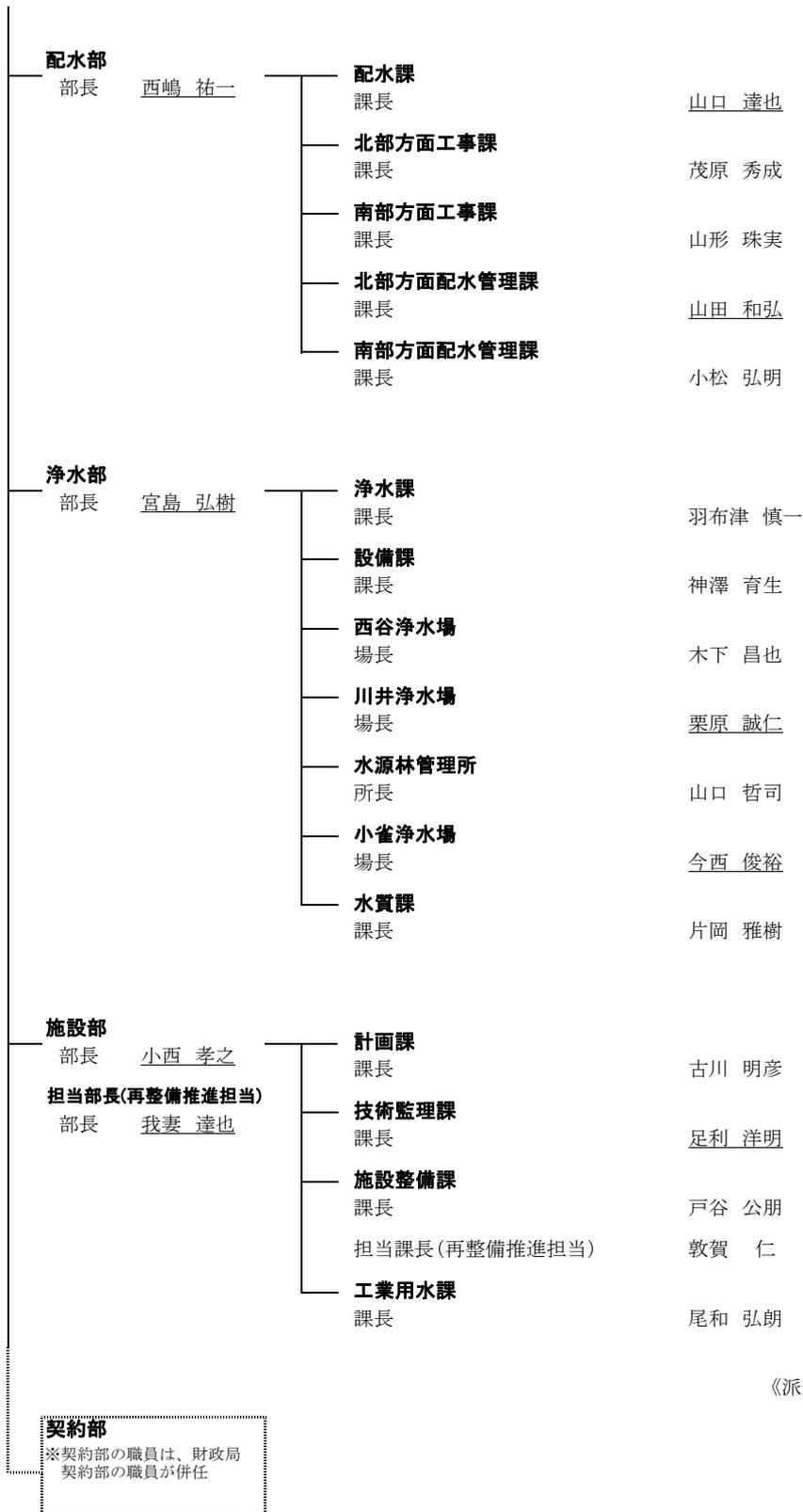
機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 17

# 水道局機構図(令和7年5月21日現在)

凡例  
 ・・・異動職員

水道事業管理者  
 局長 山岡 秀一  
 担当理事  
 水道技術管理者  
 江夏 輝行





《派遣は除く》

# 水道局事務分掌

## 経営部

### 経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務事業の監察に関すること。
- (6) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関すること。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関すること。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関すること。
- (9) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (10) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (13) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (14) 資産の棚卸しに関すること。
- (15) その他経理に関すること。
- (16) 工事、製造等請負契約に関すること（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (17) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (19) その他契約に関すること（契約部の主管に属するものを除く。）。

## 情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

## 総務部

### 総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

### 人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

## 人材開発課

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関する事。
- (3) 研修施設の維持管理に関する事。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関する事。
- (5) その他研修に関する事。

## 事業推進部

### 資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 財産の損害保険に関すること。
- (10) 部内の連絡調整に関すること。
- (11) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 広報課

- (1) 水道事業の広報に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 歴史的資料等の管理及び横浜水道史の編さんに関すること。
- (3) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (4) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援に関すること。

### 国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

## 給水サービス部

### サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 料金事務の総括に関すること。
- (8) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (9) 下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横浜市規則第59号。以下「委任規則」という。）で規定する受任事務の統括に関すること。
- (9)の2 委任規則で規定する受任事務の範囲を超えた下水道使用料債権の所管局への移管の決定に関すること。
- (10) 水道料金の債権管理及び回収の促進に関すること。
- (11) 水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の総括に関すること。
- (12) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (13) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (14) 料金実務継承に関すること。
- (15) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (16) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (17) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (18) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (19) 部内の連絡調整に関すること。
- (20) 部内の他の課の主管に属しないこと。

## 給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 給水工事受付センター

- (1) 給水装置工事の審査、設計等に関すること。
- (2) 給水装置工事に係る申請の受付及び回答に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 給水装置台帳に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）違反の調査及び取締りに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (6) 他機関との連絡調整に関すること。

## 水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（中村及び洋光台水道事務所に限る。）。
- (5) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (6) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (7) 水道料金及び下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和 43 年 6 月横浜市規則第 59 号。以下「委任規則」という。）で受任した下水道使用料の算定及び徴収並びに過誤納金の還付に関すること。
- (8) 水道料金及び委任規則で受任した下水道使用料の減免に関すること。
- (9) 水道メーター検針業務及び料金整理業務委託の監督に関すること。
- (10) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号。以下「水道条例」という。）違反の調査及び取締りに関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (11) 水道料金の未納者に対する水道条例第 39 条第 1 号の規定に基づく、給水停止処分に関すること。
- (12) 給水装置の開閉に関すること。
- (13) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (16) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (17) 給水装置の修繕に関すること。
- (18) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (19) 運搬給水等に関すること。
- (20) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (21) 給水装置工事の検査、施行等に関すること。
- (22) 給水装置工事に伴う、現場調査に関すること。
- (23) 給水装置台帳に関すること（給水工事受付センターの主管に属するものを除く。）。
- (24) 他機関との連絡調整に関すること。

## 配水部

### 配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

### 南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関すること。

## 北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

## 浄水部

### 浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志水源基金等に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

## 西谷浄水場

- (1) 相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「相模湖系統の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 相模湖系統の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 相模湖系統の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 相模湖系統の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 西谷浄水場再整備事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (6) 相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良事業の整備工事の設計及び施行に関する事。
- (7) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 川井浄水場

- (1) 道志川系統の川井浄水場より上流及び相模湖系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「道志川系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 道志川系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 道志川系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関する事。

## 水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関する事。

## 小雀浄水場

- (1) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 馬入川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 馬入川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水池応急給水機器の保守点検に関すること。

## 水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

## 施設部

### 計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

### 技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

## 施設整備課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

## 工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

## 契約部

### 契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

# 令和7年度 事業概要



令和6年能登半島地震での応急給水の様子



西谷浄水場再整備事業 完成予想図



大口徑配水管布設替工事

# 目 次

水道局運営方針	-----	1
I 令和7年度予算の基本的な考え方	-----	3
II 水道事業会計		
予算の概況	-----	3
水道事業会計予算の主要事業	-----	5
将来を見据えた組織運営・財政運営	-----	16
III 工業用水道事業会計		
予算の概況	-----	17
工業用水道事業会計予算の主要事業	-----	17
IV 資料		
水道事業会計予算	概要表 -----	19
	科目別内訳 -----	20
工業用水道事業会計予算	概要表 -----	24
	科目別内訳 -----	25

# 令和7年度 水道局 運営方針

## I 基本目標

### 暮らしとまちの未来を支える横浜の水

～ 将来にわたり、安全で良質な水を安定してお届けするため、  
変革の意識を持って職員一人ひとりが役割を果たします ～

水道料金収入の減少傾向や老朽化した施設の更新・耐震化、物価高騰や担い手不足など、水道事業を取り巻く環境が厳しい状況の中でも、一つ一つの課題にしっかりと取り組み、横浜水道中期経営計画で目指す「水道事業の最適化」に向けて事業を推進していきます。

横浜水道長期ビジョンの基本理念「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」と横浜市中期計画の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、安心な暮らしと活力あふれる都市活動の源となり、横浜の未来を支える水道事業者として、災害に強い安全・安心な都市づくりに取り組みます。

## II 目標達成に向けた施策

★ 横浜市中期計画掲載事業

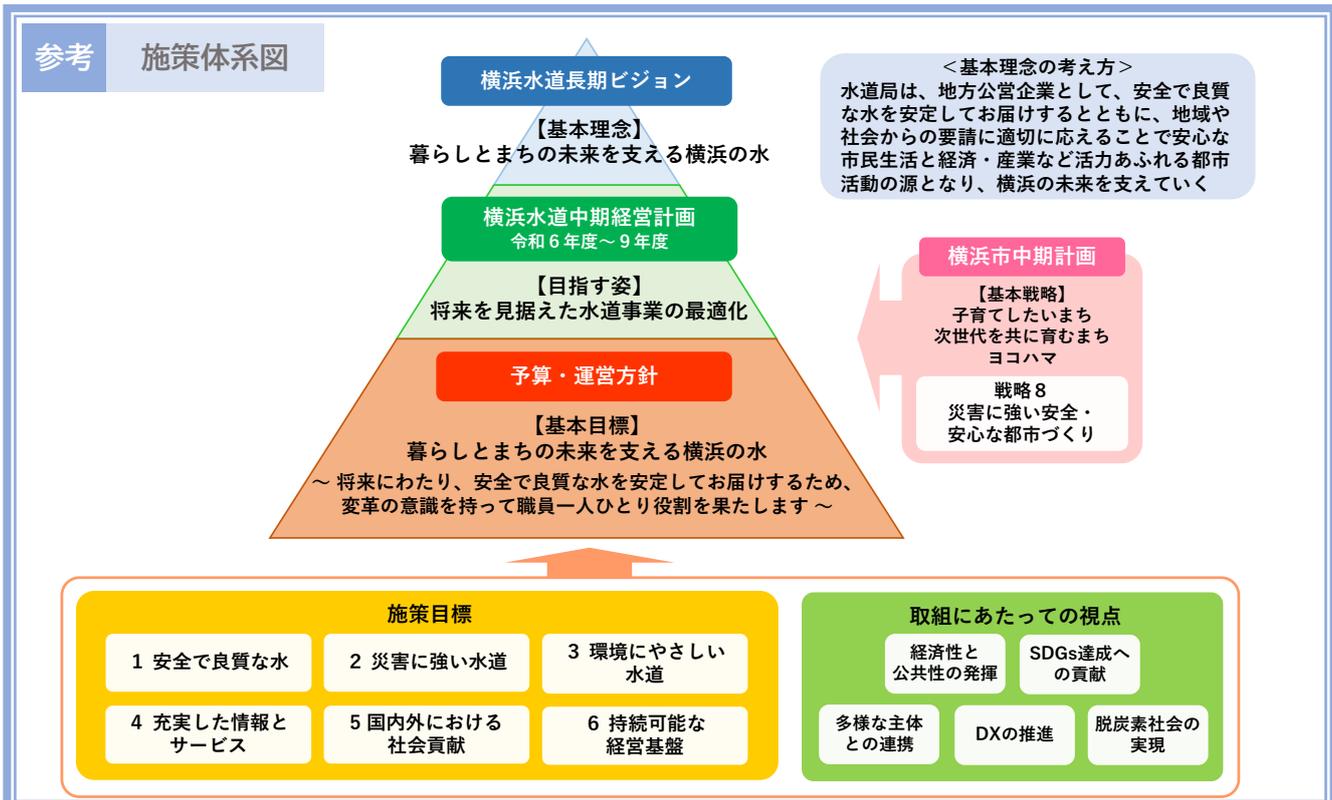
<p>1 安全で良質な水</p>	<p>◎適正な水質管理や浄水場の再整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 道志水源林の保全</li><li>➢ 水源水質の変化への対応</li><li>➢ 水質管理体制の維持・強化</li><li>➢ 西谷浄水場の再整備</li><li>➢ 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業</li></ul>
<p>2 災害に強い水道</p>	<p>◎水道施設の更新・耐震化や災害対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 重要施設につながる管路の上下水道一体での耐震化</li><li>➢ 水道施設(基幹施設・送配水管・給水管)の更新・耐震化★</li><li>➢ 他都市等との連携</li><li>➢ 耐震給水栓の整備★</li><li>➢ 民間企業等との連携</li><li>➢ 能登半島地震を踏まえた応急給水対策</li></ul>
<p>3 環境にやさしい水道</p>	<p>◎グリーン社会の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 自然流下系施設の整備(西谷浄水場の再整備)</li><li>➢ エネルギーの効率化を目指した施設整備</li><li>➢ 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化</li><li>➢ LED等高効率照明・次世代自動車等の導入</li><li>➢ 太陽光発電設備等の導入促進</li><li>➢ 市民ボランティアによる民有林整備の支援</li></ul>
<p>4 充実した情報とサービス</p>	<p>◎水道事業のPRと水道サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 市民ニーズ等を踏まえた情報発信</li><li>➢ 給水スポット設置による水道水のPR</li><li>➢ GREEN×EXPO 2027に向けた取組</li><li>➢ 各種手続きに係るSMS送信サービスの活用</li><li>➢ スマートメーターの導入に向けた取組</li></ul>
<p>5 国内外における社会貢献</p>	<p>◎国内外水道事業や地域の課題解決への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援★</li><li>➢ 横浜ウォーター(株)と連携した国内外水道事業の課題解決</li><li>➢ TICAD9横浜開催に向けた機運醸成の取組</li><li>➢ 市内中小企業者の受注機会確保</li><li>➢ 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援、工事事故の防止</li><li>➢ 障害者就労施設等からの優先調達</li></ul>
<p>6 持続可能な経営基盤</p>	<p>◎将来にわたり持続可能な事業運営</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➢ 確実な水道料金収入の確保</li><li>➢ 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進★</li><li>➢ 水道事業におけるICT活用・DX推進</li><li>➢ 効率的な執行体制の構築(BPR等)</li><li>➢ 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組</li><li>➢ 保有資産の有効活用や国庫補助金等による財源確保</li></ul>

### Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

基本目標の達成に向けて、「横浜市地震防災戦略」に掲げる「重要施設につながる管路の上下水道一体での耐震化」など、関係局及び部署間の連携を深め、事業運営に取り組みます。また、業務改革（BPR）やDXの推進により、「全体最適」の視点で抜本的な改革を進めます。

今後も将来にわたり安全で良質な水を安定してお届けするという水道局の最大の責務を、職員一人ひとりが改めて認識し、持続可能な水道事業の実現に局一丸となって取り組みます。

<p>「創造・転換」の追求</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民目線」「スピード感」「全体最適」の視点で、「創造・転換」に取り組み、施策・事業を進めます。</li> <li>・事業推進にあたり、データを活用した施策事業立案や実施に取り組みます。</li> </ul>
<p>人材育成・技術継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成と人材確保に取り組み、これまで築き上げてきた技術・技能・ノウハウを次世代に継承していきます。</li> </ul>
<p>事業運営の効率化と生産性の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BPR やDX推進とともに組織の見直しを進め、効率的な執行体制を構築します。</li> <li>・徹底した経費削減やファシリティマネジメント等による新たな財源確保など、一層の経営努力に取り組みます。</li> </ul> <p>※BPR(ビジネスプロセスリエンジニアリング):業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること。</p>
<p>危機管理・リスクマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを支える生活インフラの担い手であることを職員全員が認識し、平常時から危機発生時を意識して業務を行います。</li> <li>・リスクコミュニケーションによるリスク軽減や情報セキュリティ対策など、リスクマネジメントに取り組み、適正に業務を執行します。</li> </ul>
<p>働きやすく風通しの良い職場づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、自らの役割にやりがいを持って、常にチャレンジしていく職場づくりを進めます。</li> <li>・全ての職員が心身ともに健康でいきいきと働き続けられる職場づくりに取り組みます。</li> </ul>



# I 令和7年度予算の基本的な考え方

水道局にとって7年度は、第3期中期経営計画（令和6年度～9年度）の2年目であり、計画に掲げた「水道事業の最適化」に向け、財政の健全性を維持しつつ、様々な施策をより一層推進していくことが重要です。

水道事業を取り巻く状況として、特に大地震への備えは喫緊の課題であり、昨年1月に発生した能登半島地震において長期にわたって断水が続いたことなどを踏まえ、国が打ち出した上下水道一体での耐震化を図るとともに、本年3月に改定した「横浜市地震防災戦略」により、大規模地震に備えた水道施設の更新・耐震化を進め災害に強いまちづくりを推進します。

また、新たな水質リスクとして日本各地で検出された有機フッ素化合物（PFAS）について、本市の水道水からは検出されたことはありませんが、引き続き万全な体制で水質の安全性を確保していきます。

水道料金収入は、事業用の使用水量の増加等により、前年度並みと見込んだものの、物価高騰により事業費が増大するなど、経営環境は非常に厳しい状況にあります。

そのような中においても、国費による財源確保や、施設のダウンサイジングなどによるコストの削減を図りながら、西谷浄水場の再整備をはじめとする老朽化した水道施設の更新・耐震化を確実に進めるとともに、災害時の重要拠点施設につながる管路の耐震化や、地域防災拠点での耐震給水栓の整備などを推進するための予算を確保しました。

また、有機フッ素化合物の測定項目を増やすなど水質管理体制を強化し水質の安全性を確保するとともに、AI技術やドローンなど新しい技術を積極的に取り入れながら、効率的・効果的な施設の維持管理強化や脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

さらに、持続可能な水道事業運営を続けていくため、人材の確保や育成・技術継承に取り組むとともに、DXや業務効率化の取組を進めることで、経営基盤の強化を図り、安全で良質な水を将来にわたって安定してお届けします。

## II 水道事業会計

### 令和7年度予算の概況

#### ◇ 水道料金収入

水道料金収入は、主にご家庭で使われる口径13～25mmの使用水量が減少傾向にあるものの、大型商業施設や宿泊業など主に事業用で使われる口径40mm以上の使用水量の増加等を見込み、前年度並みの763億円を計上しています。

#### ◇ 当年度純利益

当年度純利益は、給与改定に伴う人件費の増加や物価高騰などによる物件費等の増加により、前年度と比べて17億円減少の、34億円を計上しています。

#### ◇ 累積資金残額

累積資金残額は、純利益が減少したことや企業債償還金が増加したことにより、前年度と比べて49億円減少し、153億円となる見込みです。

#### ◇ 企業債残高

企業債残高は、建設改良費の財源となる企業債の発行の増加により、前年度と比べて123億円増加し、1,923億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区 分	令和7年度	令和6年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,985,000戸	1,980,000戸	5,000戸	0.3
年 間 総 給 水 量	403,835,000m <sup>3</sup>	402,976,000m <sup>3</sup>	859,000m <sup>3</sup>	0.2
1 日 平 均 給 水 量	1,106,000m <sup>3</sup>	1,104,000m <sup>3</sup>	2,000m <sup>3</sup>	0.2
職 員 数	1,570人 (124人)	1,572人 (124人)	△ 2人	△ 0.1

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員及び特別職非常勤職員で内数

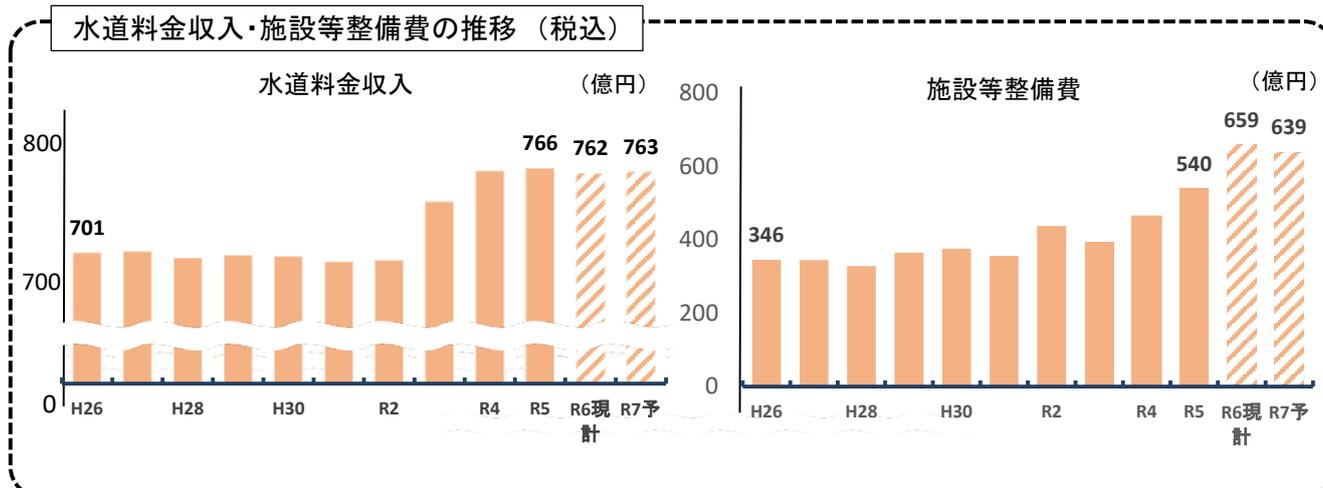
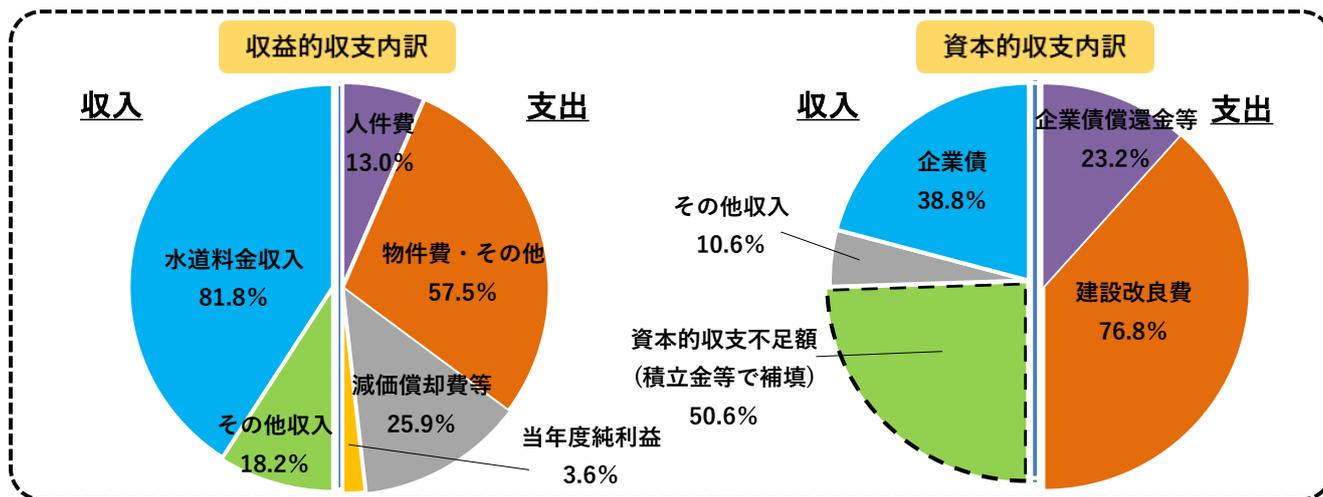
【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	令和7年度予算	令和6年度現計予算	増△減	増減率(%)	
収益的収支	収益的収入	93,223	93,096	127	0.1
	うち水道料金	76,250	76,227	23	0.0
	収益的支出	85,863	84,176	1,687	2.0
	うち人件費	12,075	11,833	242	2.0
	うち物件費等	29,875	28,976	899	3.1
	うち減価償却費等	24,184	23,870	314	1.3
当年度純利益	3,362	5,018	△ 1,656	—	
資本的収支	資本的収入	33,715	31,904	1,811	5.7
	うち企業債	27,579	24,359	3,220	13.2
	資本的支出	66,102	64,811	1,291	2.0
	うち建設改良費	50,748	52,828	△ 2,080	△ 3.9
うち企業債償還金	15,313	11,943	3,370	28.2	
累積資金残額	15,331	20,182	△ 4,851	—	
企業債残高	192,328	180,062	12,266	—	

注(1) 令和6年度現計予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和5年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



# 令和7年度水道事業会計予算の主要事業

**新** は新規事業  
**拡** は拡充事業

〔 長期ビジョン・取組の方向性  
中期経営計画（6～9年度）・施策目標 〕

〔 主要事業 〕

〔 関連するSDGsの取組 〕

## 1 安全で良質な水



施策1 水源保全	(1) 道志水源林の保全
施策2 水安全計画に基づく水質管理	(2) 水源水質の変化への対応 (3) <b>水質管理体制の維持・強化</b> <b>拡</b> (4) 西谷浄水場の再整備
施策3 直結給水の促進	(5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

## 2 災害に強い水道



施策1 水道施設の更新・耐震化	(1) 基幹施設の更新・耐震化 (2) 送配水管の更新・耐震化 (3) 給水管の更新・耐震化 ＜コラム① 重要施設につながる管路の上下水道一体での耐震化＞
施策2 災害対応力の強化	(4) 他都市等との連携
施策3 災害時の迅速な応急給水・応急復旧に向けた取組	(5) <b>耐震給水栓の整備</b> <b>拡</b> (6) <b>民間企業等との連携</b> <b>拡</b> ＜コラム② 能登半島地震を踏まえた災害対策＞

## 3 環境にやさしい水道



施策1 自然流下系施設の整備	(1) 西谷浄水場の再整備
施策2 省エネルギー化に向けた取組	(2) エネルギーの効率化を目指した施設整備 (3) 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化 (4) <b>LED等高効率照明の導入</b> <b>拡</b>
施策3 再生可能エネルギーの活用	(5) 太陽光発電設備等の導入促進
施策4 水源林保全の取組	(6) 市民ボランティアによる民有林整備の支援

## 4 充実した情報とサービス



施策1 「伝わる」広報の展開	(1) 市民ニーズ等を踏まえた情報発信 (2) 給水スポット設置による水道水のPR ＜コラム③ GREEN×EXPO 2027の機運醸成の取組＞
施策2 時代のニーズを捉えたサービスの推進	(3) <b>各種手続きに係るSMS送信サービスの活用</b> <b>新</b> (4) <b>スマートメーターの導入に向けた取組</b> <b>拡</b>

## 5 国内外における社会貢献



施策1 国内外水道事業への支援	(1) 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援 <コラム④ 横浜ウォーター株式会社との連携> (2) 第9回アフリカ開発会議(TICAD9)横浜開催に向けた機運醸成の取組 <b>拡</b>
施策2 市内経済の発展と地域課題の解決への貢献	(3) 市内中小企業者の受注機会確保 (4) 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援 <コラム⑤ 工事事故の防止> (5) 障害者就労施設等からの優先調達

## 6 持続可能な経営基盤



施策1 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進	(1) 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進 <b>拡</b>
施策2 水道事業におけるICT活用・DX推進	(2) 水道事業におけるICT活用・DX推進 <b>拡</b>
施策3 効率的な事業実施に向けた体制づくり	(3) 効率的な執行体制の構築 <b>新</b> <コラム⑥ 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組>

## 令和7年度工業用水道事業会計予算の主要事業

### 2 災害に強い水道

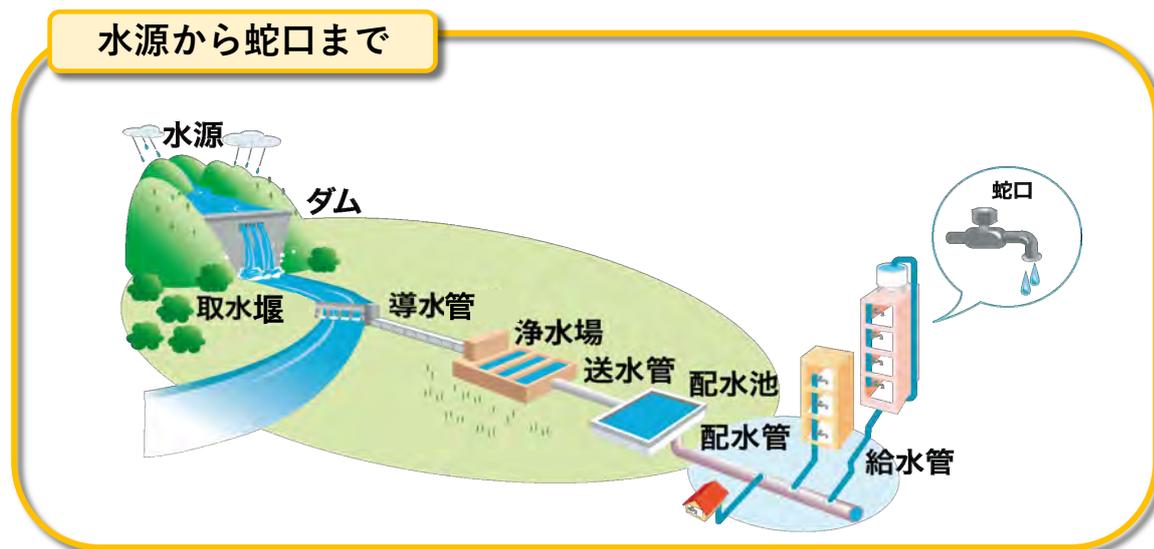


施策1 工業用水道施設の更新・耐震化	(1) 東寺尾送水幹線の更新・耐震化
--------------------	--------------------

### 6 持続可能な経営基盤



施策1 工業用水道施設の再構築	(1) 相模湖系統への統合に向けた施設整備
-----------------	-----------------------



# 1 安全で良質な水

## 施策1 水源保全

( ) 内は前年度予算額  
6,368万円 (6,372万円)

### (1) 道志水源林の保全

山梨県道志村に水道局が所有する水源林(2,873ha)のうち27%を占める針葉樹の人工林(762ha)については、「道志水源林プラン(第十一期)(平成28～令和7年度)」に基づき、整備が必要となる林地の間伐等を行い、針広混交林※1化を進めます。これにより、水源かん養機能※2を高め、安定した河川流量と良好な水質を維持します。

また、全国で拡大している広葉樹のナラ枯れ※3が水源林でも見られるため、ドローンを活用することで正確な被害場所を特定し、山梨県や道志村と協力しながら引き続き被害木の処理を進めます。

なお、整備費用の一部には、企業・団体と協働で水源林保全に取り組む「水源エコプロジェクトW-eco・p(ウィコップ)」の寄附金を活用します。

- 水源林手入れ作業委託(作業面積 58ha)
- ナラ枯れ被害木くん蒸処理作業委託(想定1,500本)



ドローン作業風景



ナラ枯れ被害の様子

- ※1 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混生する森林
- ※2 水源かん養機能：森林の持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能
- ※3 ナラ枯れ：「カシノナガキクイムシ」が媒介する菌(ナラ菌)によって、ナラ類、シイ・カシ類等が集団的に枯れる被害

## 施策2 水安全計画に基づく水質管理

### (2) 水源水質の変化への対応

6,108万円 (5,872万円)

青山沈でん池などに設置している活性炭注入設備により、夏季を中心に発生する道志川のかび臭物質(2-MIB)の増加に対応します。

また、道志川への建設発生土流入など不測の事態に備え、水質監視装置による原水の常時監視や現場パトロールに取り組みます。

### (3) 水質管理体制の維持・強化 拡

〈一部再掲〉 8億2,791万円 (8億4,750万円)

国が定める「水質基準値」よりも厳しい「水質管理値」を本市独自で設定し、安全で良質な水道水を供給しています。この管理値を常に遵守することに加え、7年度から、新たな水質リスクである有機フッ素化合物(PFAS)の測定対象項目数を、現在の3項目から15項目※1に拡大し、対応を強化します。

また、水源水質に応じた適正な浄水処理により、安全で良質な水の供給に努めます。

さらに、浄水場から各ご家庭等の蛇口に至るまでの水道水の品質が確保されるよう、浄水場等においてISO 9001の認証や水道GLP※2の認定を継続するとともに、市内43か所に設置した水道計測設備で水質の24時間連続監視を行います。



市内給水栓からの採水



水質検査の様子

- ※1 今後国の方針により監視対象となる可能性がある項目
- ※2 水道 GLP (Good Laboratory Practiceの略)：(公社)日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性を確保するための優良試験所規範

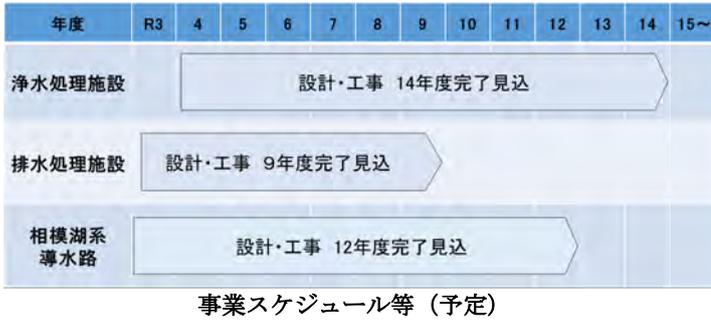
#### (4) 西谷浄水場の再整備

106億9,429万円 (123億551万円)

施設の耐震化とともに、水源の水質状況や水利権水量の全量処理に対応するため、DB※1・DBO※2方式を用いて西谷浄水場の浄水・排水処理施設や相模湖系の導水管の整備に取り組んでいます。

7年度は、浄水処理施設の沈でん池の改良や、ろ過池の築造を継続して行います。排水処理施設は排水池の築造や、脱水機棟の建設等を行います。また、相模湖系の導水管は、川井浄水場から西谷浄水場方面へ向け、シールドマシンによる掘削を進めます。

西谷浄水場の再整備は、長期にわたって多額の費用が必要となるため、国からより多くの財政支援を獲得できるよう、様々な機会を捉え、引き続き要望に努めます。



シールドマシン



シールドトンネル内部の様子

※1 DB：設計(Design)と施工(Build)を一括して行う発注方式  
 ※2 DBO：設計(Design)と施工(Build)に加え、運営(Operate)も一括して行う発注方式

#### 施策3 直結給水の促進

#### (5) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

2,800万円 (2,800万円)

子どもたちに、安全で良質な水を飲んでもらえる環境づくりを進めるため、教育委員会事務局が改修を行う学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用の一部を助成します。

●7年度助成対象=7校(7年度末累計=363校)(6年4月1日現在 市立小・中学校等 493校)

## 2 災害に強い水道

#### 施策1 水道施設の更新・耐震化

#### (1) 基幹施設の更新・耐震化

41億6,210万円 (66億7,327万円)

浄水場や配水池などの基幹施設は、災害等によりその機能が失われると広範囲に影響が及ぶ可能性が高いため、アセットマネジメントの考え方にに基づき、更新・耐震化を着実に進めます。

7年度は、浄水場等の電気・機械・計装設備や管路等の更新・耐震化を進め、災害に強い水道施設を目指します。



配水池耐震補強イメージ

- 小雀浄水場受電所電力設備改良工事
- 仏向配水池場内管口径800mm更新工事
- 峰配水池耐震補強工事に伴う設計業務委託

<水道施設の耐震化率>

	6年度末見込み	7年度末予定
導水施設	69%	69%
浄水施設	51%	51%
配水池等	96%	96%
送・配水管	34%	35%

## (2) 送配水管の更新・耐震化

380億3,222万円（342億4,000万円）

送配水管（総延長約9,300km）の更新・耐震化にあたっては、管の材質ごとに想定耐用年数を設定した上で、布設年度や埋設状況、地震時の被害想定など総合的に勘案し、優先順位を付けて進めます。

特に、災害時に重要な役割を担う重要拠点施設（地域防災拠点や病院など）につながる管路、衝撃がかかると割れやすく漏水リスクが高い<sup>1</sup> 鑄鉄管（CIP）、漏水リスクは小さいものの被災すると大きな影響を及ぼす恐れのある送配水本管（主に口径400mm以上）の更新・耐震化について、重点的に取り組みます。

更新にあたっては、減少傾向にある水需要に合わせて管口径を小さくするほか、2本の管路を1本に集約するなど適切な施設規模にダウンサイジングし、工事コストの縮減を図ります。



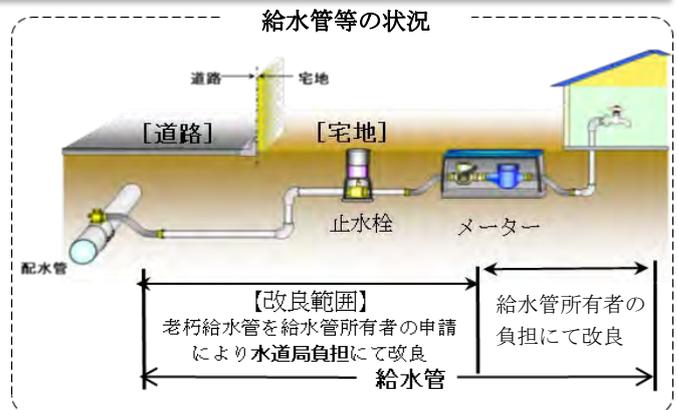
口径800mm配水管布設替工事

## (3) 給水管の更新・耐震化

2億2,500万円（2億円）

各ご家庭などに引き込まれている給水管が老朽化すると、漏水事故や震災時の水道復旧の遅れにつながります。このため、布設する給水管をダクタイル鑄鉄管やステンレス管に限定することで、耐震性の向上を図ります。

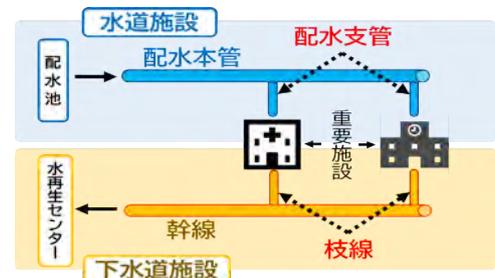
なお、配水管の分岐から水道メーターまでの給水管については、給水管所有者からの申請に基づき、水道局が更新を実施することで改良を進めます。



### ① 重要施設につながる管路の上下水道一体での耐震化

過去の大規模地震では、口径の大きな管（水道：配水本管、下水道：幹線）に比べて、口径の小さな管（水道：配水支管、下水道：枝線）に被害が集中しています。

これらの状況を踏まえ、本市では、避難所や医療施設などの重要施設\*につながる口径の小さな管を優先して耐震化を進めています。



上下水道一体での重要施設における機能確保の考え方

- 配水支管（水道）・枝線（下水道）の双方ともに耐震化が完了している重要施設357か所（357（か所） / 616（か所） = 58.0%（5年度末時点））
- 令和7年度の配水支管耐震化実施予定数：13か所

\*重要施設：地域防災拠点（459か所）、応急復旧活動拠点（41か所）、医療機関（116か所）の合計 616か所

## (4) 他都市等との連携

### 施策2 災害対応力の強化

発災時の相互応援協定の実効性を確保するため、（公社）日本水道協会関東地方支部において、応援要請や参集等の各手順の確認を行う合同防災訓練等を実施します。

また、名古屋市上下水道局と、大規模災害発災時における迅速な初動体制の確立に向けて、協定\*1に基づき合同防災訓練又は技術交流会等を実施\*2し連携を強化します。



名古屋市との合同防災訓練の様子

\*1 「地震等緊急時における相互応援に関する協定」（名古屋市上下水道局・横浜市水道局 平成30年12月26日締結）

\*2 令和7年度は技術交流会を実施予定

(5) 耐震給水栓の整備 **拡**

922万円 (512万円)

災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点を対象に、応急給水が可能となるよう、総務局や教育委員会事務局と共同で「耐震給水栓」の整備を進めます。

年度別設置か所数				
年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
設置数	5か所	9か所	7か所	6か所
累計設置数	53か所	62か所	69か所	75か所



耐震給水栓

(6) 民間企業等との連携 **拡**

6,555万円 (6,091万円)

発災時に水道局からの要請により、あらかじめ取り決められた災害時給水所等へ工事事業者が参集し、給水活動に協力していただけるよう、横浜市管工事協同組合と災害協定を締結しています。協定の実効性を高めるため、防災訓練で給水活動の補助を担っていただくとともに、組合員が応急給水施設の場所や資機材の取扱いに習熟できるよう、引き続き施設等の保守点検を委託します。



災害協定締結事業者による応急復旧

また、6年度に機械・電気設備の迅速な復旧を目的として協定を締結した、(一社)横浜管機設備協会と新たに防災訓練を行い協力体制を強化します。



(一社)横浜管機設備協会との締結式

このほか、災害時に備えて災害拠点病院や救急告示医療機関と応急給水訓練を実施します。

加えて、災害時における応急給水や応急復旧、燃料や材料、薬品供給に協力していただけるよう、引き続き様々な民間事業者と連携して防災訓練等を行います。

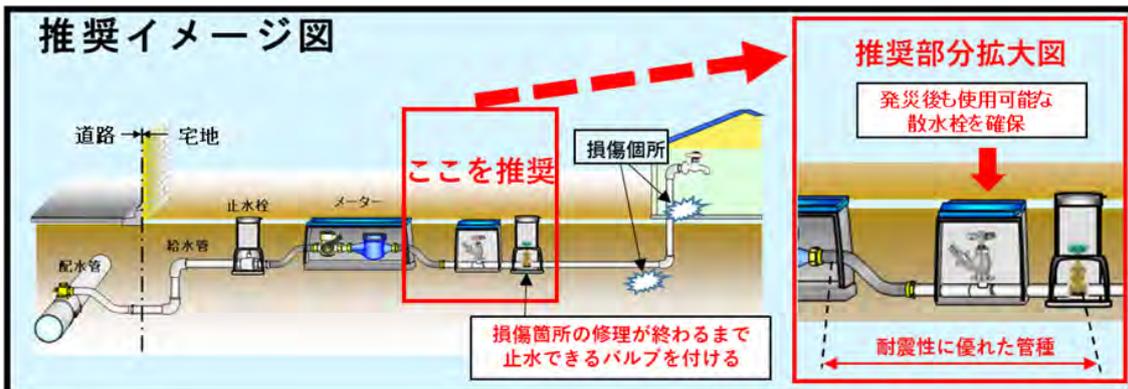
- 応急給水施設（災害用地下給水タンク、緊急給水栓等）の保守点検 552か所
- 民間企業と連携した防災訓練等の実施 計17回/年

**コラム** ② 能登半島地震を踏まえた災害対策

被災地派遣における応急給水活動で利便性の高さが確認された災害用組立式仮設タンクや、給水車等の特殊車両用スタッドレスタイヤを計画的に配備し、災害対応力を強化していきます。

また、運転できる人材の確保を目的として、従来よりも小型で利便性の高い給水車の導入に向けた仕様検討を進めていきます。

さらに、能登半島地震では、宅地内（水道メーターより蛇口側）の漏水が原因で、宅地内水道メーターまで復旧した後も、蛇口から水が出ないという状況が多く見られました。そこで、水道メーター直近の散水栓まで耐震性に優れた給水管とすることを推奨し、ご家庭でできる水道の確保策について広報を進めます。

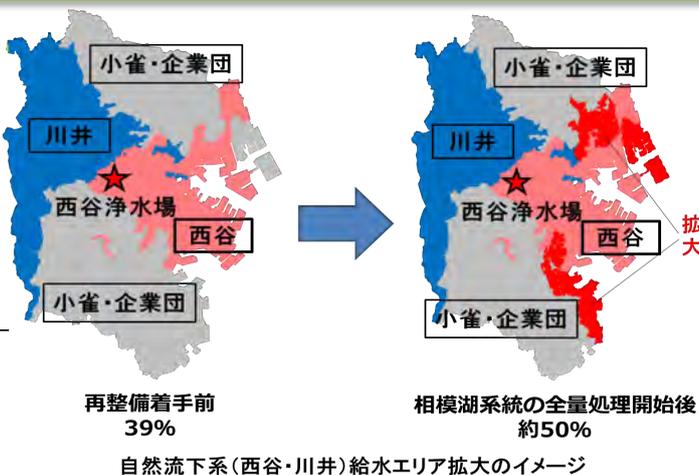


(1) 西谷浄水場の再整備

<再掲>106億9,429万円 (123億551万円)

自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大するため、相模湖系統の水利権水量の全量処理できるよう、西谷浄水場の浄水・排水処理施設や導水管の整備に取り組んでいます。

これにより、ポンプの電力消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を目指します。



施策2 省エネルギー化に向けた取組

(2) エネルギーの効率化を目指した施設整備

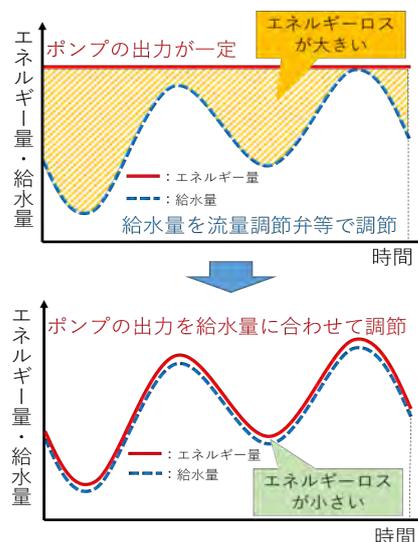
10億2,982万円 (8,384万円)

本市では、高台など標高の高い地域に水を送るためにポンプを使用していることから、消費電力が大きく、環境に負荷がかかっています。このため、設備更新の際に、エネルギー効率に優れたVVVF制御方式※に順次切り替え、環境への負荷を低減します。

〔 環境負荷低減効果・温室効果ガス年間排出量 約90t削減 (一般家庭約30世帯分) 〕

●恩田配水池ポンプ設備更新工事

※VVVF制御 (Variable Voltage Variable Frequency: 可変電圧可変周波数制御) : 右の図のように、更新前では給水量が変化してもポンプの出力が一定でエネルギーロスが多いのに対して、VVVF制御方式では給水量に応じてポンプの出力を調整することができるため、電力消費量の削減が可能。



(3) 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化

1,360万円 (3,000万円)

浄水場やポンプ場などで換気を目的に設置している送排風機の更新に合わせて、高効率モータを使用した機器に切り替えることで、電力消費量を削減し、環境負荷の低減を進めます。

●7台 (野毛山配水池ほか1か所)



高効率モータ使用機器

(4) LED等高効率照明の導入 **拡**

5,281万円 (1億7,665万円)

横浜市地球温暖化対策実行計画 (以下、実行計画という) に基づき、水道局施設のLED等高効率照明の導入割合について100%を目指します。

7年度は、導入の加速化や費用の平準化等を図るため、ESCO事業※を活用しLED化を進めます。

このほか、建物の改修工事等に合わせたLED化にも引き続き取り組みます。

●LED等高効率照明導入工事: 川井浄水場、青山水源事務所 他

※ESCO事業 (Energy Service Company事業) : 省エネルギー化に関し、民間事業者が包括的にサービスを提供する事業。設計・工事から維持管理までを一括して発注することにより、効率的な事業実施が期待でき、電気料金の削減額からサービス対価を支払う仕組みになっているため費用負担の平準化が図られる。

(5) 太陽光発電設備等の導入促進

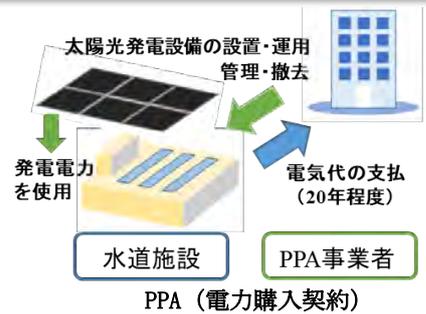
— (3,200万円)

実行計画に基づき、設置可能な水道局施設について太陽光発電設備の導入割合を100%とするため、更なる太陽光発電設備の導入拡大を検討しています。

7年度は、川井浄水場において、PPA※手法による太陽光発電設備の導入を進めます。

また、6年度の導入可能性調査の結果を踏まえ、各浄水場、配水池、ポンプ場などにおける導入についても検討します。

あわせて、小水力発電設備についても、導入可能性調査の結果をもとに、設置について検討します。



小水力発電設備

※PPA (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) : 事業者 (PPA事業者) が、企業・自治体の保有する施設の屋根等に太陽光発電設備を設置し、運用・維持管理を行い、企業・自治体は発電された再エネ電気を購入する契約。設備を所有しないため維持管理をすることなく、設置費用相当分を複数年で支払うことにより費用負担の平準化を図ることが可能。

施策4 水源林保全の取組

(6) 市民ボランティアによる民有林整備の支援

996万円 (1,006万円)

道志村の民有林 (4,595ha) のうち、所有者の高齢化や人手不足等により手入れが行き届かなくなった場所を、「NPO法人道志水源林ボランティアの会」等と協力して整備します。

また、水源保全の大切さやボランティアの活動について、多くの方に理解していただくため、イベント等を活用し引き続き広報を行います。

なお、このボランティア活動には、市民・企業等からの寄附金などによる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

4 充実した情報とサービス

施策1 「伝える」広報の展開

(1) 市民ニーズ等を踏まえた情報発信

1,812万円 (1,566万円)

水道事業をより身近に感じていただき、ご理解を得られるよう、広報紙等の紙媒体やウェブサイト・SNSなどのデジタル媒体を使った情報発信、イベント開催等、様々なツールや場面を横断的に活用し、効果的な広報を実施します。

加えて、工事現場の見学会や浄水場等の施設見学、水源地の魅力を知ってもらうための取組を行うほか、良質な水道水を安心してお使いいただけるよう、水道水質の安全性に関する情報提供の充実に取り組みます。

また、将来を担う子どもたちに水道に対する興味をもってもらえるよう、小学4年生を対象とした出前水道教室や水道工事等の模型を活用した体験型の取組を進めていきます。



水道工事模型を活用したPR



水源地見学会の様子

(2) 給水スポット設置による水道水のPR

999万円 (735万円)

市民の皆様や横浜を訪れる方々に、横浜の水道水が良質であることを実感していただくために、給水スポットを設置します。設置場所については、子育て世代や子供たちが多く来園する動物園にすることで、「横浜で子育てをしたい」と思っただききっかけづくりにも繋がります。

- 金沢動物園 1基



野毛山動物園給水スポット

### コラム ③ GREEN×EXPO 2027の機運醸成の取組

GREEN×EXPO 2027が横浜市で開催されます。水道局においても、横浜市一丸となって進める脱炭素社会の実現に向けて、水道週間等のイベントでの広報や検針票へのロゴ掲載、公用車へのステッカー貼付など、様々な広報媒体を通じて機運醸成に取り組めます。

また、「環境にやさしい水道」をしっかりと発信していくため、会場での給水スポットの設置などについて準備を進めます。



検針票へのロゴ掲載



公用車へのステッカー貼付



### 施策2 時代のニーズを捉えたサービスの推進

#### (3) 各種手続きに係るSMS送信サービスの活用 **新**

373万円

お客さまサービスセンターにお電話いただいた方に、ご希望に応じて、SMS（ショートメッセージ）を送信し、使用開始や中止等の手続きをインターネットで完了できるウェブページをご案内します。これにより、電話が繋がりにくい時間帯の速やかな手続きを可能とします。



#### (4) スマートメーターの導入に向けた取組 **拡**

4,700万円（330万円）

現在実施している第1次モデル事業に続き、7年度は第2次モデル事業として、5年度に締結した電力会社との協定に基づき、電力スマートメーターの通信ネットワークを水道の自動検針に活用する取組（共同検針）を新たに実施します。今回の共同検針を通じて、市内全戸導入に向けて取組を加速します。

## 5 国内外における社会貢献

### 施策1 国内外水道事業への支援

#### (1) 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援

5,286万円（4,660万円）

国内外水道事業体の課題解決や経営基盤強化に向け、横浜ウォーター株式会社やJICA等と連携し、職員の派遣や研修員の受入れなどを通じて、必要な技術・ノウハウを提供します。

また、横浜水ビジネス協議会会員企業に対して、海外からの研修員受入れ時を活用した企業PR機会の提供や、国際協力の中で把握した課題・ニーズ等の情報を提供することにより、海外水ビジネス展開支援を推進します。

●インドネシア国北スマトラ州水道公社安全な24時間給水のための能力向上プロジェクト

[JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）]

●海外で開催される展示会へのブース出展



海外水道事業体研修員への企業PRの機会提供

### コラム ④ 横浜ウォーター株式会社との連携

水道局の技術やノウハウ、横浜ウォーター(株)の機動力やネットワークなど、それぞれの強みを発揮し、国外ではアジア・アフリカ地域等での無収水対策や人材育成支援などに、国内では中小規模水道事業体への経営支援や技術支援などに取り組んでいます。

今後も、水道局の重要なパートナーである横浜ウォーター(株)と連携し、国内外の水道事業の課題解決に貢献していきます。



## (2) 第9回アフリカ開発会議（TICAD9）横浜開催に向けた機運醸成の取組 拡

アフリカ開発会議（TICAD\*）は、アフリカの開発をテーマとした国際会議です。横浜市では過去3回開催され、7年8月にはTICAD9が横浜市で開催されます。

TICAD IV（2008）以降継続しているJICA課題別研修「アフリカ地域都市上水道技術者養成」を引き続き実施するとともに、子どもや市民向けの各種事業でTICAD9開催の機運醸成に取り組みます。



アフリカ地域から参加した研修員の出前水道教室視察の様子

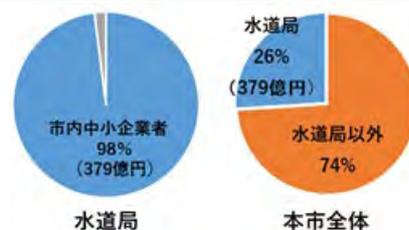
※TICAD：Tokyo International Conference on African Developmentの略

### 施策2 市内経済の発展と地域課題の解決への貢献

## (3) 市内中小企業者の受注機会確保

市内経済の活性化の観点から、引き続き市内中小企業者への優先発注を基本方針とし、適切な分離・分割発注を行うことで受注機会の確保に努めます。

水道局が5年度に競争入札で発注した工事契約金額の約98%を市内中小企業者が受注しています。これは、本市全体で市内中小企業者へ発注した金額の約26%を占めています。



工事における市内中小企業受注実績 (R5)

## (4) 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援

水道工事における働き方改革のより一層の支援のため、引き続き建設改良繰越や債務負担行為などを柔軟に活用して、契約中の工事が年度を通じて一定となるよう施工時期の平準化を進めていきます。加えて、原則全ての工事を週休2日工事の対象とすることや、ICT活用の取組について請負工事業者への働きかけを行います。

また、事業者の技術力向上のために、事業者向けの水道工事・水道施設見学会の開催や、事業者主催の工事技術・安全講習会への職員の講師派遣を引き続き行います。

- 平準化のための債務負担工事設定額 175億円

### コラム

#### ⑤ 工事事故の防止

水道工事に対する地域の皆様の信頼確保を図るため、工事事故防止の取組を強化しています。工事安全大会や工事安全研修、事業者向け講習会など、これまで行ってきた建設業界と連携した取組を引き続き進めるとともに、事業者に向けた事故防止のパンフレットやポスターを活用し、安全への意識を効果的に高めていきます。

## (5) 障害者就労施設等からの優先調達

1,831万円 (1,824万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、障害者就労施設等へ様々な作業の委託を積極的に発注します。また、特別支援学校等を対象とした職業体験についても引き続き実施し、障害のある方の自立を支援します。

- 廃棄水道メーターの分解作業、印刷物等の封入袋の作成及び封入作業、敷地内除草作業 等



水道メーター分解作業

(1) 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進 **拡**

〈一部再掲〉

9億9,233万円（10億2,389万円）

水管橋や共同溝内管路等の露出管路、仕切弁・空気弁などの弁栓類やマンホール鉄蓋等の附属設備について、施設の種別に応じたより詳細な状態調査を行うことで、長寿命化の方法及び補修・更新時期の検討を行い、優先順位をつけて更新します。長寿命化の検討にあたっては、マッピングシステムの改良を行い、調査結果を蓄積し、構築したデータベースを効果的に活用することで、ライフサイクルコストが最小となる長寿命化計画・更新計画の策定を目指します。

さらに、マンホール鉄蓋落下等の事故を未然に防ぐため、鉄蓋表面の摩耗・段差等の状況から、劣化度を画像解析等により効率的に判定する技術の検証を行います。

加えて、配水池等の更新・修繕を効率的・効果的に行うため、これまで実施してきた配水池の劣化状況の調査結果を整理し、点検台帳の作成や長寿命化によるライフサイクルコストの検討を行い、保全・更新計画を策定します。



仕切弁点検調査の様子



水管橋点検調査の様子

## 施策2 水道事業におけるICT活用・DX推進

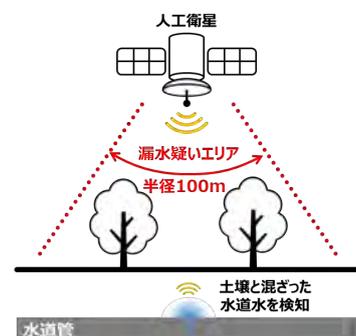
(2) 水道事業におけるICT活用・DX推進 **拡**

〈一部再掲〉 1億8,027万円（9,316万円）

将来的な担い手不足が想定される中で、水道施設の適切な維持管理を確実に進めていくために、ICT活用、DX推進に積極的に取り組みます。

## ■衛星画像を活用した漏水探知

水道管の漏水調査を効率的に行うため、衛星による観測データを用いて、漏水の疑いがある箇所での絞り込みが可能な漏水検知技術を試行的に導入します。



衛星画像を活用した漏水探知イメージ

## ■AIを活用した最適な更新計画策定

AIを用いて、漏水リスクや管路の重要度など、多くの要素を考慮した膨大なパターンの中からより最適な更新計画の選択が可能となる技術を試行的に導入します。

## ■ドローン等を活用した配水ポンプ場の遠隔巡視

ICT（ドローン、IoTセンサ）を活用した配水ポンプ場の巡視・点検について、6年度に実施した実証試験で遠隔巡視の有効性が確認できたため、7年度からは配水ポンプ場に順次導入していきます。



ドローンによる遠隔巡視の様子

## 施策3 効率的な事業実施に向けた体制づくり

(3) 効率的な執行体制の構築 **新**

1億2,956万円

物価上昇による影響等、水道事業を取り巻く事業環境が厳しくなる中、老朽化した施設の更新や安定給水に必要な耐震化工事等増加する事業量を、限られた人員で着実に実施していく必要があります。

業務を効率的に進め生産性の向上をはかるため、業務を可視化するための業務フローの作成等、水道局業務の効率化（BPR）などに取り組みます。

## ⑥ 将来の横浜の水道システム構築に向けた取組

小雀浄水場について、多額の更新費用や導水に要するエネルギー消費量の大きさ、水質事故リスク等を踏まえ、水源等を共にする5事業者※の広域連携による必要な施設整備が完了する22年度を目途に廃止することを決定しました（廃止後も小雀浄水場内にある既存の配水池は継続使用）。また、6年5月には、必要な施設整備の内容や費用などを示した「5事業者の『施設整備計画』」を策定しました。

今後は、広域連携による施設整備に必要な水利権の確保に向けた河川管理者等との協議について、5事業者で連携して進めていきます。

※5事業者：神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団

## 将来を見据えた組織運営・財政運営

水需要の減少や物価高騰などの社会経済情勢により、厳しい経営環境にある中で、安全な水を安定してお届けするため、全ての事業が効率的・効果的に行われているかを検証し、日々の業務の効率性や必要性について徹底した見直しを進めます。

### 1 事業見直し <経費節減金額合計 9億8,358万円>

主な取組項目	内 容	効果額
管路更新工事におけるダウンサイジング	減少する水需要に合わせて、管路の更新時に口径を縮径するほか、2本の管路を1本にすることで適切な施設規模へダウンサイジング	9億円
基幹施設整備事業におけるコスト縮減	減少する水需要を見据えたポンプ能力の見直しや、管路新設工事で施工方法の見直しにより更新費用を削減	6,000万円
他の占用企業者との共同施工	他の占用企業者と締結している共同施工に関する協定に基づき、路面復旧に要する工事費を削減	1,700万円
経費適正化の取組	内部経費について外部の視点を活用し、適正な仕様や価格への見直しを行うことによる削減	258万円
各種手続きに係るSMS送信サービスの活用	SMS送信サービスを活用することで、お客さまサービスセンターの電話受付処理費用を削減	246万円

### 2 財源確保 <収入金額合計 54億5,761万円>

主な取組項目	内 容	効果額
国庫補助金等の獲得	基幹施設の更新・耐震化や西谷浄水場再整備事業に係る補助金等	49億6,204万円
保有する土地・建物の利活用	土地等の貸付及び売却	3億1,647万円
廃棄水道メーターの売却	満期取替に伴い売却する廃棄水道メーター（72,000個）	1億1,951万円
再生可能エネルギーの売電	小水力発電：2,251万円、太陽光発電：456万円	2,707万円
横浜市水のふるさと道志の森基金寄附金	個人・法人寄附、道志の森サポーター制度	1,008万円
水源エコプロジェクトウィコップ寄附金	協定締結企業・団体等 20者	853万円

### III 工業用水道事業会計

#### 令和7年度予算の概況

ユーザーの生産体制の見直しや、水の循環利用の進展などによって料金収入の大幅な増加が見込めない厳しい経営状況にあります。このような状況においても将来にわたってユーザーが生産活動を安定的に継続できるよう、産業・経済活動を支える社会インフラとして工業用水道事業の基盤強化を図ります。

##### ◇ 工業用水道料金収入

契約水量の減量があったものの大口ユーザーの使用水量の増加を見込み、前年度と比べて、2千万円増加の27億8千万円を計上しています。

##### ◇ 当年度純利益

当年度純利益は、物価高騰などによる物件費等の増加により、前年度と比べて6千万円減少の1億円を計上しています。

##### ◇ 累積資金残額

累積資金残額は、純利益が減少したことなどにより、前年度と比べて9千万円減少の23億3千万円を見込んでいます。

##### ◇ 企業債残高

企業債残高は、ここ数年の建設改良費の増大に伴い、償還額以上に企業債を発行しているため、前年度と比べて5億5千万円増加し、62億9千万円となる見込みです。

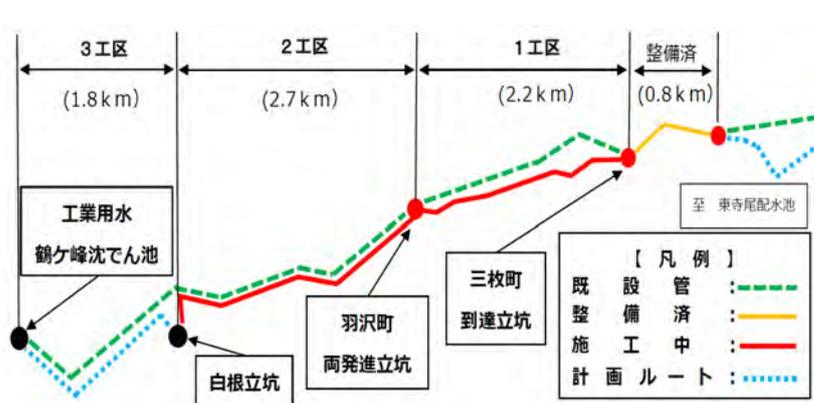
#### 令和7年度工業用水道事業会計予算の主要事業

##### 1 東寺尾送水幹線の更新・耐震化

3億円（23億円）

工業用水道は、浄水施設から給水区域まで単一管路で水を供給しており、地震等の災害時においても給水を継続するため、優先順位を定め、計画的に更新・耐震化を進めています。

京浜臨海部への送水を担う東寺尾送水幹線の更新工事では、6年度から着工している2工区(2.7km)において、トンネルを掘削するためのシールドマシンの製作及び発進立坑の整備を行います。



東寺尾送水幹線口径1100mm更新工事（R元～R12予定）

##### 2 相模湖系統への統合に向けた施設整備

将来の水需要を踏まえ、給水の安定性や施設の更新費用削減、環境負荷低減の観点から、22年度を目途に馬入川系統施設を廃止します。自然流下方式で給水する相模湖系統への統合に向けて新たな施設整備に取り組みます。

7年度は、ユーザーと協調して必要な整備規模等を検討するとともに、最適な送配水管路及び工法の検討を含めた施設整備基本計画の策定に向けた検討を進めます。

【業務の予定量】

区 分	令和7年度	令和6年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	66か所	66か所	0か所	0.0
1日当たり契約水量	252,900m <sup>3</sup>	254,100m <sup>3</sup>	△ 1,200m <sup>3</sup>	△ 0.5
職員数	30人 (1人)	30人 (1人)	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員等を含む見込み人数

※（ ）内は、会計年度任用職員で内数

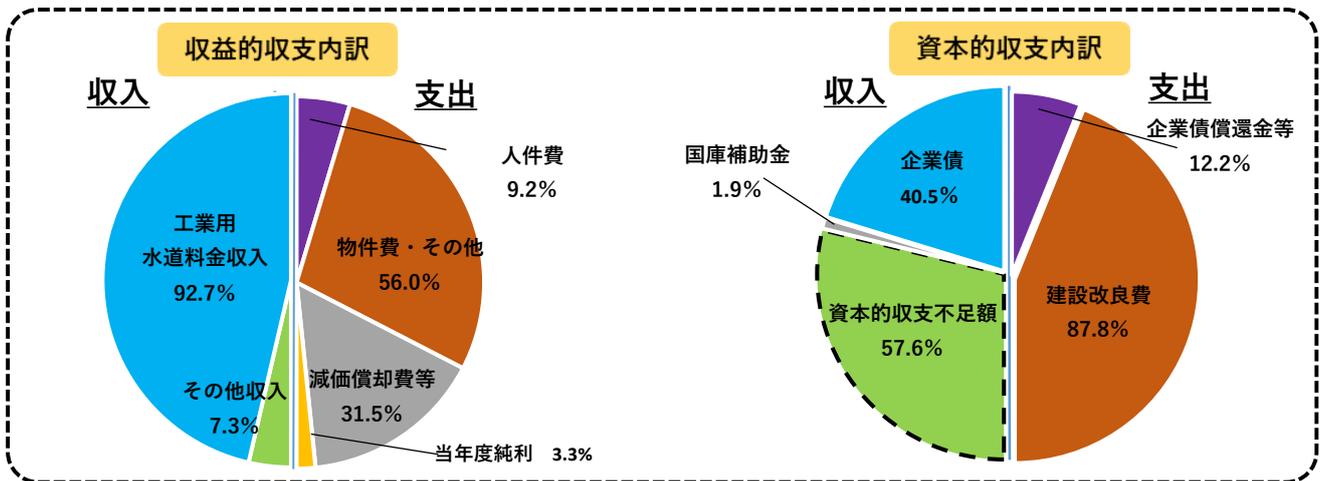
【財政収支】

(単位：百万円)

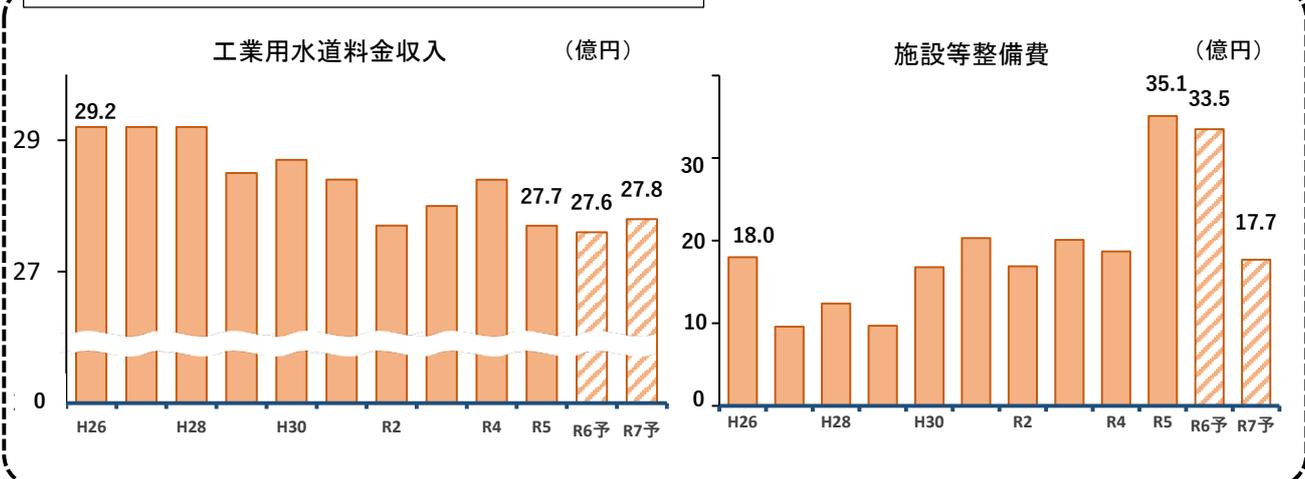
区 分	令和7年度予算	令和6年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	2,995	3,102	△ 107	△ 3.4
うち工業用水道料金	2,778	2,762	16	0.6
収益的支出	2,748	2,668	80	3.0
うち人件費	276	268	8	3.0
うち物件費等	1,408	1,338	70	5.2
うち減価償却費等	944	976	△ 32	△ 3.3
当年度純利益	97	161	△ 64	—
資本的収入	817	1,725	△ 908	△ 52.6
うち企業債	781	1,484	△ 703	△ 47.4
資本的支出	1,928	3,535	△ 1,607	△ 45.5
うち建設改良費	1,694	3,289	△ 1,595	△ 48.5
うち企業債償還金	229	241	△ 12	△ 5.0
累積資金残額	2,334	2,421	△ 87	—
企業債残高	6,289	5,737	552	—

注(1) 令和6年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、令和5年度決算を反映した後の額

注(2) 各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。



工業用水道料金収入・施設等整備費の推移（税込）



令和7年度水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

（税 込）

（単位：千円、％）

区 分		令和7年度当初予算		令和6年度現計予算		増 △ 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収 入	水 道 料 金	76,250,279	81.8	76,227,223	81.8	23,056	0.0
	他 会 計 繰 入 金	6,757,987	7.2	6,668,945	7.2	89,042	1.3
	浄 水 受 託 収 益	1,730,264	1.9	1,730,264	1.9	0	0.0
	水 道 利 用 加 入 金	1,439,900	1.5	1,499,603	1.6	△59,703	△4.0
	長 期 前 受 金 戻 入	4,635,916	5.0	4,772,070	5.1	△136,154	△2.9
	そ の 他	2,408,672	2.6	2,197,735	2.4	210,937	9.6
	計	93,223,018	100.0	93,095,840	100.0	127,178	0.1
支 出	人 件 費	12,074,954	14.1	11,833,329	14.1	241,625	2.0
	（うち退職給付費）	776,590	0.9	626,630	0.7	149,960	23.9
	物 件 費 等	29,875,264	34.8	28,976,136	34.4	899,128	3.1
	動 力 費	3,340,957	3.9	2,885,460	3.4	455,497	15.8
	薬 品 費	690,867	0.8	722,149	0.9	△31,282	△4.3
	修 繕 費 等	13,196,055	15.4	13,072,239	15.5	123,816	0.9
	委 託 料	8,429,583	9.8	7,965,903	9.5	463,680	5.8
	そ の 他	4,217,802	4.9	4,330,385	5.1	△112,583	△2.6
	企 業 団 受 水 費	16,893,070	19.7	16,876,207	20.0	16,863	0.1
	減 価 償 却 費 等	24,183,564	28.1	23,869,610	28.4	313,954	1.3
	支 払 利 息 等	2,750,968	3.2	2,535,806	3.0	215,162	8.5
	特 別 損 失	35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
計	85,862,820	100.0	84,176,088	100.0	1,686,732	2.0	
収 益 的 収 支 差 引		7,360,198	—	8,919,752	—	△1,559,554	—
消 費 税 等 調 整 額		3,998,200	—	3,901,747	—	96,453	—
純 利 益		3,361,998	—	5,018,005	—	△1,656,007	—
資 本 的 収 入	企 業 債	27,579,000	81.8	24,359,000	76.4	3,220,000	13.2
	一 般 会 計 出 資 金	2,450,000	7.3	1,599,000	5.0	851,000	53.2
	工 事 負 担 金 等	1,146,033	3.4	1,225,145	3.8	△79,112	△6.5
	国 庫 補 助 金	2,512,038	7.5	4,694,729	14.8	△2,182,691	△46.5
	そ の 他	27,690	0.0	26,545	0.0	1,145	4.3
	計	33,714,761	100.0	31,904,419	100.0	1,810,342	5.7
	支 出	建 設 改 良 費	50,748,191	76.8	52,828,214	81.6	△2,080,023
基 幹 施 設 整 備 事 業 費	16,567,000	25.1	21,791,124	33.7	△5,224,124	△24.0	
配 水 管 整 備 事 業 費	32,454,000	49.1	28,993,000	44.7	3,461,000	11.9	
そ の 他 建 設 改 良 費	1,727,191	2.6	2,044,090	3.2	△316,899	△15.5	
企 業 債 償 還 金	15,313,025	23.2	11,943,184	18.4	3,369,841	28.2	
投 資 等	11,080	0.0	10,022	0.0	1,058	10.6	
予 備 費	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0	
計	66,102,296	100.0	64,811,420	100.0	1,290,876	2.0	
資 本 的 収 支 差 引		△32,387,535	—	△32,907,001	—	519,466	—
純 利 益		3,361,998	—	5,018,005	—	△1,656,007	—
消 費 税 等 調 整 額		3,998,200	—	3,901,747	—	96,453	—
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		注(1) 20,324,238	—	注(2) 19,724,170	—	600,068	—
資 本 的 収 支 差 引		△32,387,535	—	△32,907,001	—	519,466	—
退 職 手 当 支 給 額		△147,567	—	△788,750	—	641,183	—
計（当年度資金収支）		△4,850,666	—	△5,051,829	—	201,163	—
前 年 度 末 資 金 残 額		20,181,666	—	注(3) 25,233,495	—	△5,051,829	—
累 積 資 金 残 額		注(4) 15,331,000	—	20,181,666	—	△4,850,666	—

注(1) 令和7年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,635,916千円、退職給付費776,590千円を含む

注(2) 令和6年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△4,772,070千円、退職給付費626,630千円を含む

注(3) 令和6年度予算の前年度末資金残額は、令和5年度決算の資金残額

注(4) 累積資金残額は、決算時の剰余金利益処分議案により建設改良積立金及び西谷浄水場再整備特別積立金となる見込

企 業 債 残 高	192,327,724	—	注(5) 180,061,749	—	12,265,975	—
-----------	-------------	---	------------------	---	------------	---

注(5) 令和5年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和7年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業収益			93,223,018	
	営業収益		86,372,524	
		給水収益	76,250,279	水道料金収入
		受託工事収益	197,000	給水装置の新設等に伴う収入
		その他営業収益	9,925,245	消火栓維持管理費・消防用水に係る一般会計からの繰入金 628,883千円 水道料金減免措置に係る一般会計からの繰入金 846,664千円 下水道使用料徴収に係る下水道事業会計からの繰入金 5,200,000千円 浄水受託収益 1,730,264千円 工業用水道負担金 688,562千円 共用施設管理費負担金 621,115千円 その他 209,757千円
	営業外収益		6,850,494	
		受取利息及び配当金	495	預金利息
		一般会計補助金	82,440	児童手当に係る補助金
		造林補助金	8,500	道志水源林の保全に係る山梨県補助金
		水道利用加入金	1,439,900	給水装置新設工事等の申込者から徴収する水道利用加入金
		長期前受金戻入	4,635,916	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	683,243	賃貸料及び不用品売却収益その他

令和7年度水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業費用			85,862,820	
	営業費用		82,869,086	
		原水費	3,635,026	(水源から浄水場まで水を運ぶ取組) 水源林の整備、取水施設・導水施設の維持管理、水源地域事務所の経常業務等の経費
		浄水費	21,852,431	(浄水処理や水質検査に係る取組) 浄水処理や水質検査、水質向上の取組、これらに係る薬品、設備機器の修繕・保守、神奈川県内広域水道企業団からの受水、浄水場の経常業務等の経費
		配水費	17,556,822	(浄水場からお客さまの家(道路部分)まで配水する取組) 小口径管の更新・耐震化、道路漏水修理、漏水調査、マッピングシステム関連委託、事務所の経常業務等の経費
		給水費	3,058,671	(お客さまの給水装置において行う取組) お客さまの敷地内における水道メーター上流での漏水修理、水道メーターの交換、事務所の経常業務等の経費
		受託工事費	227,307	(お客さまなどからの申し込みに基づき給水装置において行う取組) 給水装置の新設・改造工事等の経費
		業務費	6,655,953	(お客さまサービスや水道料金の算定・徴収等に係る取組) 各水道事務所で行うお客さまサービスの取組、水道メーター検針や料金整理に係る業務、事務所の経常業務等の経費
		総係費	5,690,994	(水道事業全般に係る取組) 事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	21,778,737	水道事業会計の固定資産に係る減価償却費
		資産減耗費	2,413,145	水道事業会計の固定資産に係る資産減耗費
営業外費用			2,908,734	
		支払利息及び企業債取扱諸費	2,750,968	企業債等の利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		減価償却費	16,463	償却資産に対する減価償却費
		雑支出	141,303	雑損失を見込み計上
特別損失			35,000	
		過年度損益修正損	35,000	過年度損益修正損を見込み計上
予備費			50,000	
		予備費	50,000	

令和7年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 収 入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
水道事業資本的収入			33,714,761	
		企業債	27,579,000	
		企業債	27,579,000	配水管整備事業費充当企業債 19,792,000千円 基幹施設整備事業費充当企業債 3,777,000千円 借換債 4,010,000千円
		出資金	2,450,000	
		一般会計出資金	2,450,000	上水道安全対策事業に係る出資金
		補助金	2,512,038	
		国庫補助金	2,506,883	基幹水道構造物の更新・耐震化事業に係る補助金
		その他補助金	5,155	二酸化炭素排出抑制対策事業等に係る補助金
		分担金及び負担金	1,146,033	
		工事負担金	451,537	配水施設工事等に伴う負担金
		共用施設分担金	13,178	共用施設の改良に伴う横須賀市からの分担金
		基幹施設整備 分担金	610,298	基幹施設整備に伴う横須賀市等からの分担金
		その他分担金	71,020	工業用水道事業会計からの分担金
		その他資本的収入	27,690	
		固定資産売却代金	17,945	固定資産売却代金を見込み計上
		その他資本的収入	9,745	「横浜市水のふるさと道志の森基金」の取崩額等

令和7年度水道事業会計予算科目別内訳

《 資 本 的 支 出 》

款	項	目	予算 (千円)	取 組 内 容
水道事業資本的支出			66,102,296	
	建設改良費		50,748,191	
		建 物 改 良 費	247,000	事業所の建物改良費 ・東寺尾配水池計器室防水内装改修等
		諸 設 備 改 良 費	504,748	諸設備の改良、整備費 ・給水サービス事務オンラインシステムのOS更新に伴う非互換調査等
		配水管整備事業費	32,454,000	市内配水管の整備事業費
		量水器新設費	299,506	新築家屋等に対する量水器新設費
		諸 設 備 新 設 費	208,198	諸設備の新設、整備費 ・サーバOS更新に伴う環境構築及び機器更新等
		基幹施設整備事業費	16,567,000	基幹水道施設の新設及び改良費 ・導水工事費（相模湖系導水路改良事業等） ・浄水工事費（西谷浄水場再整備事業、川井PFI事業等） ・配水工事費（高塚から上飯田線ループ管口径600mm配水管新設工事等）
		固定資産購入費	208,627	車両及び機械器具備品等の購入費
		リース債務支払額	150,504	リース取引における債務支払額
		城山ダム等共同施設分担金	84,701	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業費分担金	23,907	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
	企業債償還金		15,313,025	
		企業債償還金	15,313,025	既往債に対する本年度元金償還金
	投資		10,080	
		出 資 金	10,080	「横浜市水のふるさと道志の森基金」への出資金
	国庫補助金返還金		1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
	予備費		30,000	
		予 備 費	30,000	

令和7年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円，%)

区 分		令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		増 △ 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
収 入	工業用水道料金	2,778,292	92.7	2,761,778	89.0	16,514	0.6
	長期前受金戻入	179,340	6.0	185,878	6.0	△ 6,538	△ 3.5
	他会計繰入金	2,952	0.1	2,376	0.1	576	24.2
	その他	34,761	1.2	151,609	4.9	△ 116,848	△ 77.1
	計	2,995,345	100.0	3,101,641	100.0	△ 106,296	△ 3.4
支 出	人件費	275,958	10.0	267,812	10.0	8,146	3.0
	(うち退職給付費)	14,782	0.5	18,836	0.7	△ 4,054	△ 21.5
	物件費等	1,408,045	51.2	1,337,801	50.2	70,244	5.3
	負担金	1,243,744	45.3	1,195,236	44.8	48,508	4.1
	修繕費等	80,600	2.9	60,600	2.3	20,000	33.0
	その他	83,701	3.0	81,965	3.1	1,736	2.1
	減価償却費等	944,088	34.3	975,948	36.6	△ 31,860	△ 3.3
	支払利息等	103,401	3.8	69,500	2.5	33,901	48.8
	特別損失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0
	予備費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0
計	2,748,492	100.0	2,668,061	100.0	80,431	3.0	
収益的収支差引		246,853	—	433,580	—	△ 186,727	—
消費税等調整額		150,259	—	272,117	—	△ 121,858	—
純利益		96,594	—	161,463	—	△ 64,869	—
資 本 的 収 入	企業債	781,000	95.5	1,484,000	86.0	△ 703,000	△ 47.4
	国庫補助金	36,400	4.5	240,700	14.0	△ 204,300	△ 84.9
	工事負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	817,400	100.0	1,724,700	100.0	△ 907,300	△ 52.6
資 本 的 支 出	建設改良費	1,693,731	87.8	3,288,614	93.1	△ 1,594,883	△ 48.5
	工業用水道施設整備事業費	1,488,628	77.2	3,150,703	89.2	△ 1,662,075	△ 52.8
	その他建設改良費	205,103	10.6	137,911	3.9	67,192	48.7
	企業債償還金等	230,379	12.0	242,481	6.8	△ 12,102	△ 5.0
	予備費	4,000	0.2	4,000	0.1	0	0.0
計	1,928,110	100.0	3,535,095	100.0	△ 1,606,985	△ 45.5	
資本的収支差引		△ 1,110,710	—	△ 1,810,395	—	699,685	—
資 金 収 支	純利益	96,594	—	161,463	—	△ 64,869	—
	消費税等調整額	150,259	—	272,117	—	△ 121,858	—
	当年度分損益勘定留保資金	注(1) 779,530	—	注(2) 808,906	—	△ 29,376	—
	資本的収支差引	△ 1,110,710	—	△ 1,810,395	—	699,685	—
	退職手当支給額	△ 2,809	—	△ 15,101	—	12,292	—
	計(当年度資金収支)	△ 87,136	—	△ 583,010	—	495,874	—
前年度末資金残額		2,420,663	—	注(3) 3,003,673	—	△ 583,010	—
累積資金残額		2,333,527	—	2,420,663	—	△ 87,136	—

注(1) 令和7年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△179,340千円、退職給付費14,782千円を含む

注(2) 令和6年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△185,878千円、退職給付費18,836千円を含む

注(3) 令和6年度当初予算の前年度末資金残額は、令和5年度決算の累積資金残額

企業債残高	6,288,604	—	注(4) 5,736,983	—	551,621	9.6
-------	-----------	---	----------------	---	---------	-----

注(4) 令和5年度決算を反映した後の企業債残高見込額

令和7年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 収益的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業収益			2,995,345	
	営業収益		2,779,184	
		給水収益	2,778,292	工業用水道料金収入
		その他営業収益	892	施設管理費負担金その他
	営業外収益		216,161	
		受取利息	64	預金利息
		一般会計補助金	2,952	児童手当に係る補助金
		長期前受金戻入	179,340	償却資産に対する補助金等の減価償却費等相当分を収益化した額
		雑収益	33,805	賃貸料その他

《 収益的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業費用			2,748,492	
	営業費用		2,617,091	
		原水費	893,971	取水・導水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		浄水費	259,713	浄水施設の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		送配水費	324,651	送配水施設及び電算設備の維持管理に伴う水道事業会計への負担金等
		総係費	194,668	事業運営に必要な総括的経費
		減価償却費	917,903	償却資産に対する減価償却費
		資産減耗費	26,185	固定資産の撤去による除却損
	営業外費用		114,401	
		支払利息及び 企業債取扱諸費	103,401	企業債利息及び企業債の元利支払手数料その他取扱諸費
		雑支出	11,000	雑損失を見込み計上
	特別損失		10,000	
		過年度損益修正損	10,000	過年度損益修正損を見込み計上
	予備費		7,000	
		予備費	7,000	

令和7年度工業用水道事業会計予算科目別内訳

《 資本的収入 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的収入			817,400	
	企業債		781,000	
		企業債	781,000	工業用水道施設整備事業費充当企業債
	国庫補助金		36,400	
		国庫補助金	36,400	工業用水道施設整備事業に係る補助金

《 資本的支出 》

款	項	目	予算 (千円)	取組内容
工業用水道事業資本的支出			1,928,110	
	建設改良費		1,693,731	
		建物改良費	60,420	事業所の建物改良費
		諸設備改良費	30,000	諸設備の改良、整備費
		諸設備新設費	10,000	諸設備の新設、整備費
		工業用水道施設整備事業費	1,488,628	送配水諸施設の整備費等
		固定資産購入費	11,982	用地等の購入費
		城山ダム等共同施設分担金	85,907	城山ダム等共同施設改良工事に伴う分担金
		相模貯水池堆砂対策事業分担金	6,794	相模貯水池堆砂対策改良工事に伴う分担金
	企業債償還金		229,379	
		企業債償還金	229,379	既往債に対する本年度元金償還金
	国庫補助金返還金		1,000	
		国庫補助金返還金	1,000	国庫補助金の返還金
	予備費		4,000	
		予備費	4,000	



令和 6 年 8 月 5 日 月曜日 天気 晴れ  
 題名 世界中の人が安全な水を飲める未来  
 今、安全な水を手に入れられない人は、六億六千三百万人にのぼります。そして今日も八百人もの子どもたちが、汚れた水や不衛生なかんきょうで命を落としています。かろうじてどんなにきたなくても、生きるために飲むしかないのです。世界には、安全な水を飲める国は、約9%しかないと言われています。幸運なことに、日本は安全な水を飲める数少ない国です。日本が安全な水を飲めるのは、たくさんの人の努力があるからです。私ができる事は、かぎりあるしけんを大切にせつ、水を心かける事です。そして世界中が安全な水を飲める未来にするためには、どうしたらいいか考えていく事です。

学校 新井小学校 4 年 名前 福田 愛和  
(漢字で名前を書いた場合は、ふりがなをふってください)



### 環境絵日記

### 令和6年度 横浜市長奨励賞(水道部門) 受賞作品

※「環境絵日記」とは、絵と文章の組合せで、子どもたちが環境問題に対して考えていることを自由に表現する絵日記です。  
 ※「環境絵日記」は、横浜市資源リサイクル事業協同組合の登録商標です。



**GREEN x EXPO 2027**  
 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

